

平成30年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成30年10月29日（月）

午前 9時57分 開 会

午後 2時48分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

日程第 4 議案第 2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	館 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市民生活部長	館 敏 弘 君	市民生活部次長	浦 川 学 央 君
保健福祉部長	国 嶋 隆 雄 君	産業振興部長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市立病院事務部長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教育部指導参事	栗 井 康 裕 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	深 村 栄 司 君
企 画 課 長	稲 井 健 二 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事務局 長 竹谷和徳君 次
書 記 村井理君 書

長 菊田健二君
記 池田茂喜君

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第4回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堀議員、館内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

○議 長 日程第3、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、台風21号の影響による災害復旧に係る費用の補正となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ410万円を追加し、予算の総額を200億5,442万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2条によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。災害復旧事業債を変更し、限度額を1,700万円とするもので、台風21号の影響による災害復旧費の財源に充てたいとするも

のでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。15款1項2目道路橋りょう災害復旧費、補正額60万円の増額につきましては、道路橋りょう災害復旧費の補正でございます。台風21号の影響により市道東第2授業場通り線ほかにおいて倒木などの被害が発生したことから、復旧費用として補正したいとするものでございます。

15款1項3目公園災害復旧費、補正額350万円の増額につきましては、同様に北電公園ほかにおいて倒木などの被害が発生したことから、復旧費用について補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で410万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。22款1項7目災害復旧債410万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で410万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 館内でございます。1つ質疑させていただきたいと思いますが、倒木処理費のことについてお伺いをいたします。これは、金額のことをどうかこうかという意味ではなく、今回風の被害に遭った倒木の種類についてお伺いいたします。あとは、倒木した状況、それは根っこから折れたものか、幹から折れたものか、枝から折れたものか、その種類をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 ただいまの館内議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 まず、今回の倒木の種類なのですけれども、樹種といたしましてはプラタナス、ナナカマドが多かったという状況でございます。

それと、こういった状況で要は倒木されたのかというご質疑ですけれども、今回の台風21号での倒木といたしましては、根から起こされている部分の倒木もございましたけれども、枝が折れている、そういった状況も多く見られました。これらにつきましては、健全に生育している樹木でありまして、多分枝葉がかなり多く茂っておりましたので、台風の影響を強く受けたのかなと思います。場所といたしましては、北電公園が一番影響を多く受けております。これにつきましては、位置柄高台にあるということで風の影響を強く受けたものと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第4 議案第2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田議員。

○柴田議員 議案第2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を行います。

本市議会の定数を定める条例の一部を次のように改正し、本則中18人を16人に改めるとするものであります。

附則については、公布の日から施行するということでありまして、経過措置として本条例の規定は、これ以降初めてその期日を告示される一般選挙、明年の統一地方選挙から適用することを記載しております。

提案理由の説明を行います。議案第2号についての提案理由等の説明をいたします。この提案につきましては、会派清新、新政会、公明党、3会派10名の議員による提案であり、私が代表してご説明を申し上げます。

本案は、現行の議員定数18名を2人減じて16人に改めたいとするものであります。昨年10月の滝川商工会議所会頭からの要望でも議員定数を削減し、報酬を上げることなどの提案を受けまして、私ども市議会では滝川商工会議所青年部、女性クラブ、滝川青年会議所、若手農業者と意見交換会を開催し、定数をふやし、報酬を下げる、また定数を減らし、報酬を上げるなどさまざまなご意見をいただき、議会内でも検討を重ねてまいりました。

最近近隣の市議会、または全国の市町村議会でも次期統一地方選挙に向けて定数などの見直しが行なわれ、また検討されているところであります。定数について当市議会では、平成19年4月の統一地方選挙から定数22人を現行の18人に4人減したところであり、見直してから10年余りが経過いたしました。この間全国的にも議員選挙では無投票当選が多くなってきている状況の中、当市議会議員選挙では無投票の選挙は経験していませんが、来年4月の統一地方選挙が近づく中、新たな立候補者の話がまだ聞こえていない状況にあります。二元代表制のもとこれからも市政は厳しい状況が予想されます。市議会としてもより一層厳しい判断が必要となり、より活発な議論が必

要であり、そのためには議員個々の資質の向上が今まで以上に求められることになり、議会の活性化は必要不可欠であります。そのためには無投票の選挙は避けなければならない、将来を見据え、私たちは定数２人減をご提案申し上げます。

提案理由は以上のとおりであります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 私からは、２点質疑させていただきたいと思います。

定数を削減する理由の一つとして、無投票や欠員を何とか避けていかなければならない、それが私たち議員の責務であると認識していると先月の１９日に話をいただいておりますが、新規の立候補者がゼロ、または極めて少ないことが予想されれば、無投票を防ぐために際限なく減らし続けるのかということをお尋ねしたいということと、あと下限が何人程度と考えるかお尋ねをいたします。

続いて、道内の３５市で人口が滝川より多い自治体、市で定数が滝川と同じか、少ない市はありません。逆に滝川より人口が少ないが、定数は１８の稚内や伊達、名寄、根室、また富良野、定数１７の士別市など６市より少なくなります。また、３５市中人口が１８番目なのに対して、定数は網走や紋別と同じで２５番目から２７番目になります。また、町では定数２０の新ひだか町や音更町、幕別町、１８定数の七飯、余市、浦河、中標津などこの７つの町より少なく、１６の森町など８町と同じになります。これらを含めると、道内の市町村で人口では上から１８番目なのに、定数では３２番目から４２番目と大きく下がるわけなのですが、議員の役割は住民の声の反映と政策化、あと予算と事業の点検や評価などです。その点で道内の市町村と比較しても人口とのバランスが大きく崩れるのではないかと考えられますが、そうでないとすれば定数を決める基準、また考え方について伺いをいたします。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。館内議員の質疑に対する答弁をさせていただきたいと思います。

最初のご質疑であります。際限なく減らし続けるのか、下限は何人程度と考えるのかということとありますが、これはあくまで現在選ばれている市議会としての基準として、１６が適正との判断をさせていただきました。今後新たな市議会において適切な議論が行われて、議員定数というのが扱われていくのだろうと考えております。私は、どこの議会においても下限を設けるということこれまでの取り組みについては聞いてはおりませんので、下限という考え方は今回この場所では控えさせていただきたいと考えております。

次に、道内の他都市との比較のご質疑であります。１点だけ申し上げておきますが、先ほど２５番から２７番というお話でしたが、私の調査によれば２４番目となっておりますので、まずその点ご理解をいただきたいと思います。

定数を定める基準、考え方は何かについて伺いますというご質疑であります。私がその基準をこうですよというふうにお示しするということに本当になるのかなと。私が決めれることではありません。それは、あくまでその議会での議論の中でのご判断ということでありまして、私はで

き得ればこの議会に設置されている議会改革特別委員会においてこの定数問題が議論され、必要な議員数を決定していただくことが必要だったと考えております。議長の議会改革特別委員会での議論が進まないとの判断の中での会派代表者会議でのご議論をいただいたということだと考えておりますので、この基準、考え方についてはあくまでもその議会の議員が定めることと考えております。

以上です。

○議長 館内議員。

○館内議員 現在の状況の中で16が適正であるというご答弁と下限は考えていないということをご答弁いただきました。

16に削られるというところでいろいろな弊害が今から出てくるのではないかなというふうに私としては考えているわけなのですが、恐らく当選ラインが引き上げられる可能性もあるだろうというところで、ハードルが上げられるというところで、今回要望書提出、また陳情書提出があったわけなのですが、そこから聞こえてきた声がやはり議員活動ってどういうことをしているのか把握できていないという市民の方も結構いらっしゃったという事実があります。こうやってどんどん定数を下げられていくという状況になっていくと、より市民と議員のつながり、接点が脆弱になってくるのではないかなと考えます。常に議員がどのようなことをしているのか、また市民の日常生活の中でなかなか見ることがない議員活動、接点がなさ過ぎるからこそ、このような声があったと私は考えました。では、市民がより議員が身近にいてよかったと思えるような議員数にするには、議員定数を削減しないことがふさわしいのではないかと。可能であれば議員の数を減らすのではなく定数を維持していくこと、可能であれば議員の数をふやしていくこと、滝川のそれぞれのいろいろな地域がありますけれども、その地域の中に議員がいることによって市民からは議員が身近にいてよかったと言っていたような状態につながるのではないかと考えました。

あと、市町村との比較のことについてなのですが、こちらは地方自治法の……

○議長 館内議員、ちょっととめますけれども、先ほどの1問目に対する再質疑は何を再質疑で尋ねたいということなのか、そこを明確にさせていただかないと、今館内議員は言い切った形で、自分の考えを述べたというふうしかとれませんので、質疑にさせていただきたいと思います。

○館内議員 市民からは、議員が身近にいてよかったと言っていたような状態につながると思いますが、いかがでしょうか。

それで、続いて定数を決める基準、考え方についてなのですが、自治体規模に見合った議員数は、地方自治法の第2編の第6章の第1節、第91条にこのように書かれています。市町村の議会の議員の定数は条例で定めるということ、また市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならないというところで、滝川市の場合は人口5万未満の市及び人口2万以上の町村、この上限が26人と定められております。現在それぞれの自治体がいろいろな要因がありますけれども、議員定数を削減する動きが加速しているように思われますが、しかし国が定めている議員定数が今こちらに示したとおり、滝川市の人口が現在4万600人ほどですので、この5番に当たると私は思っておりますが、これはあくまでも上限でございまして、上限を維持されている自治体もあると思います。しかし、現在は平

均的に18人という議会が多いのかなと。この18人から16人に減らしましょうということが地方自治法から見ますと理想的な議員定数からどんどん離れているのではないかと思います、どう思われますでしょうか。

○議長 ただいまの館内議員の2問目の質疑の地方自治法の解釈、ちょっと今確認をしますので、暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長 長 会議を再開いたします。

ただいまの館内議員のその定数の考え方に対する人口要件でございますが、平成23年の法改正により人口段階別の法的制限は廃止をされておりますので、町村2万人以上5万人未満、上限26名以内というものが地方自治法上は廃止をされているという理解であります。その上で質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 1問目のご質疑ですけれども、この削減をすればそれだけ市民の意見が議会に届かなくなるのではないかと、あるいは議員に接する機会が失われるのではないかと、こういうご指摘というのはよく聞くお話でございますし、また市民の皆さんからも議員の活動がよく見えない、こういったご批判を受ける。そのためにやはり議会の議員は、その活動の活性化を求めていかなければいけないという立場で今回この議員定数の問題を議論をさせていただきました。18名が活性化するか、16名が活性化するか、あるいはハードルが高くなったから議員活動が停滞するか、こういう議論には私はくみすることはできません。定数が少ない中でしっかりと市民の皆さんに議員としての活動内容を知らせていく、あるいは意見を反映させていく、このために数が少なくても運動ができる、活動ができることはさまざまあると思いますので、今後とも市議会議員としての館内議員の活動にご期待を申し上げたいと思います。

次に、2点目でございますが、全道平均ですとか全国平均ですとか全市平均ですとかよくお話を聞くのでありますが、もう既に自治法は今議長のご指摘のとおり議員の定数、あるいは議会内のことについては、地方においてその判断を求めているという時代であります。そういった意味では、その議会が必要だと認める改革、あるいは定数の数字、こういったものはあくまでも市議会においてしっかりと議論しながら決めていかなければならないところだと考えております。ですから、今この場でご提案を申し上げているわけでありまして、そのことについてはちょっと館内議員と私の立場は異なるとは思いますが、この定数が削減されたからといって議会の活動が低下したと言われないようにしっかりと今後とも活動をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。きょうは、傍聴席を埋める恐らく40人近い傍聴、立っておられる方もいますので、私がこれまで経験する中では諸団体がまとめて皆さんでいらっしゃるということを除けばかつてないほどの傍聴者の皆さんがきょうたくさん見え

られたことに対して心から敬意を表するとともに、議員の皆さんは緊張感を持って私の質疑に答え、また本議案についての態度を決めていただきたいというふうに思います。

それでは、質疑については通告をしておりますので、順に行ってまいります。まず、議員報酬増の財源として定数削減を提案されているのではないかとということについてお伺いいたしますが、提案者の一人は9月19日の本会議で請願の質疑、討論でこのように述べています。私どもこの議会改革をこれから進めようとする議員は、これから長い目で将来を見て、議員のなり手をしっかりと確保して、滝川市の民主主義をしっかりと将来も根づかせていくために、またその第一歩としてこの議員報酬のあり方をどうするのかということをさまざまな意見を聞きながら決断をしてきたわけであり、また、来年以降の市議会議員のための報酬を幾らとするかということは今議会で提案したいと考えたわけであり、そのための財源をどこから捻出するのか。今のこの財政状況が厳しい中で、あちらこちらからお金が降ってくるわけではないのです。まず、第一歩、隗より始めよということで、市議会として将来に向けたしっかりとした議論をするための素地をつくったわけであり、また、報酬増のために定数を削減するという考え方を示しました。今回の定数削減提案の理由の一つが報酬増であることについて確認をいたします。

2点目、報酬増の財源づくりを理由とするこの議案について、10名の提案議員がいらっしゃいます。しかし、私は多くの議員の皆さんと意見交換を日常的に行っていますので、いろんな声が聞こえてまいります。その中には、実はどちらでもいいが、会派でまとめるので、また定数は減らすべきだが、報酬は維持すべきだなどの声を実際に聞いております。10名の提案議員の皆様、それぞれに削減の理由の中に報酬増の財源とするという考えがあるのか、ないのか、これについて伺いたいというふうに思います。

次に、定数削減は、なり手不足を強めるのではないかとということでお伺いいたします。市議会議員のなり手不足が報じられ、今回の提案もそういう世論の中での提案だというふうに思います。実際に日本共産党は、2015年4月の統一地方選挙とその後の中間選挙について35市議会の新人立候補者について調べました。その結果、女性の立候補状況は、112人の女性立候補者のうち57パーセントが政党公認、そのほかは政党に属さない現職議員、そして会社役員、自営業です。会社員の配偶者や独身労働者と見られる方はほとんど見当たりません。若手立候補者については、全体では20代が5パーセント、30代でも16パーセントです。35市では、20代から40代の立候補者は、政党公認、自営業や会社役員が兼業する事例がほとんどで、会社員の兼業は一部大企業を除くと皆無に近い状況です。会社員の兼業というのは、これは当選後も兼業を続けるということとっておりますが、このように立候補している人に共通しているのは、女性でも若手でも第1に当選可能な組織の支援があること、第2に当選後も兼業可能で、落選しても就職に困らない人たちがほぼ立候補の全てを占めているということです。以上を踏まえれば、定数を2も削減すると、さらに組織支援と兼業可能者の立候補者が多数を占める傾向が強まるのではないのでしょうか。

次に、この進め方についてですが、今回の議案提案前には、定数については会派代表者会議だけでしか意見交換はしておりません。先ほど提案説明でありました商工会議所青年部や女性部の皆さんとの意見交換は、あくまでもこの会派代表者会議の中で行われたものであり、これについては一

切他言無用と。ですから、私たちも滝川民報でも一言も書けないと、こういう中で行われております。仮に定数をふやす場合、今回は定数を減らす議案ですが、仮に定数をふやす場合に、これは予算を伴うということについて条件整備が必要ですが、それを除いたとしても市民の意見を聞かない、こういう会派代表者会議だけで提案をしていくということについては、定数増をする場合は私はあり得ないというふうに思うのです。そういう点で、こういった定数増では恐らくやらないことを定数減で行うということは、非常に矛盾しているというふうに思いますので、お考えを伺います。

また、館内議員の関連質疑ですが、無投票を避けるというその考え方の中に議員の資質を高めると。その方法論が選挙であると。選挙だと必ず落選者が出ます。つまり柴田議員が言われるのは、そういう選挙で振り分けることで資質がより高い人が当選者として残るということを私は述べたのかというふうに受け取りましたが、そういうお考えでしょうか。私は、議員の資質をはかるには余りにも何か機械的で、それが本当に議員の資質が高まるということにはならないというふうに私はかなり確信がありますが、お考えを伺いたいと思います。

また、これも館内議員の関連質疑ですが、いわゆる人口に見合った道内他市町村との比較、こういったものは考える必要がないと。基準としては設ける必要がないという趣旨のことを述べられました。しかし、私たち議員は、市民の方からいろんな声をいただきます。しかし、その声をいただくためには、その市民の皆さんと一定の人間関係を築くことがどうしても必要です。全く知らない議員に話を持っていかれる方というのは、私は極めて少ないというふうに思います。いろんな議会市政報告会や市のイベント等で会ったときも、やはり人間関係が築けていないとなかなかそういう話にはならないのです。そういう意味で人間関係が築かれた議員と市民との関係、これを維持するためにはやはり人口に見合った定数というものが需要ではないかということで、お考えを伺います。

1回目の質疑を終わります。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 まず、清水議員のご質疑多岐にわたりましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、清水議員が提案者の一人と指摘されたのは私だと思っております。9月19日の本会議、請願が提出されまして、その請願の趣旨の中に定数削減問題とともに報酬増に反対をする、このような趣旨がございました。それに反対するという立場で、私は討論あるいは質疑を行ったということであります。

ここに書かれているとおり、これは通告の用紙なのですが、今清水議員もおっしゃいましたが、私は素地をつくるということについては確かに申し上げました。ただ、このことについては、清水議員もよくご存じのとおり、商工会議所青年部あるいは女性部、さらには青年会議所、若手農業者、そういった意見交換をする中で、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたが、要望の中身として議員を多くして報酬を下げるのか、あるいは議員を削減して報酬を上げるかというご議論がございました。私としては、議員削減の方向性を示していきたいという立場で考えを述べさせていただいたわけですが、この報酬の増、あるいは報酬削減の問題については、あくまでも市長がこのご判断をし、報酬等審議会に諮問し、審議会が答申していくということですので、議会としてこの素地はつくりましたが、今後それを上げていくのか、あるいは維持でいくのか、削減するの

か等々は、全て特別職報酬審議会のお考えに委ねるというのが議会の立場だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、2点目の報酬増の財源づくりを理由とする云々というところで、10名の提案議員の中で一致していない、あるいは実はどちらでもいいが、会派でまとめるので、定数は減らすべきだが、報酬は維持すべきだなどの声を実際に聞いているというご指摘であります。私としてはそういった声は聞いておりませんので、そのことについては1点申し上げておきたいと思います。

次に、定数削減のなり手不足のご指摘であります。この調査、清水議員もお気づきのことだと思いますが、政党の公認とかは大都市部、人口10万、20万、あるいはそれ以上の大都市部の政党公認者は確かに多いということは私も承知いたしております。しかしながら、地方、中小都市においてこういった傾向があるということは、私は清水議員のご指摘で初めて知りました。

それと、もう一つ、これは清水議員もご理解をしていただけたと思いますが、若手経営者、青年会議所あるいは青年部との話し合いの中、あるいは女性クラブとの話し合いの中で、経営側としては今の人手不足で議員のなり手対策が必要だということはわかるけれども、社長みずから社員の仕事をこなさなければならぬ現状においてこういった兼業可能者というのは見当たらない、このようなご指摘をいただいております。ですから、私は清水議員のおっしゃる兼業可能者の可能性が高まるとは考えておりません。そして、最も傾向が高まるのは職を持たない方たち、年金受給者等の傾向が今後ますます強まるのであらうと思うのであります。実は、私も市役所を途中退職いたしまして、その保証として議員年金があるから、その保証があるということで退職をさせていただきました。現状年金制度が廃止されて、今後年金支給がございません。今後新たに市の職員が途中で退職して、組織は持っていますけれども、途中で退職して議会に出るという方は、私は出てこないと思います。そういった意味においても兼業可能者の可能性が強まるという清水議員のおっしゃるような意見にはくみすることはできません。

次に、進め方についてということであります。仮定の話にお答えすることはどうかと思いますが、先ほども申し上げました。清水議員、会派代表者会議だけでしか意見交換はしていないというご指摘をいつもなされます。過去において議員定数の問題は、会派代表者会議の場で検討されてきたという過去の経過を無視して、あなたは会派代表者会議だけで意見交換をしたということをご指摘をされておりますが、そのことを前提としなければ私はこのご指摘は間違っていると思います。

それと、会派代表者会議には清水議員も出席なさっていました。その場で広く議員から意見を求め、市民の意見を聞くならば、あなたが委員長をやっている議会改革特別委員会においてこの問題を協議すべきだということをおっしゃっていただければ、私も代表者会議に出ていましたが、その特別委員会に付託することについては何ら異存ありませんでした。そういった経過を無視して、こういったご意見をこの場でおっしゃるのは、私は納得できないということを申し上げておきます。

それと、議員定数に関連して、関連質疑で議員定数が削減されれば資質が高まるのだという、私はそのようなことは申し上げておりません。議員定数が削減されたとしても、議員活動の質を低下させてはならないというのが議員としての使命ではないかということを上げた。そのことをご理解をいただきたいと思います。

次に、人口要件のことについてご質疑をいただきました。人口要件について、私は全く無視するという立場はとっておりませんし、基準を私がお示しするというものについては申し上げておりません。ただ、人口要件についてはあくまでも参考数値として、それは議会内部で議論するための数値であろうということは理解しておりますが、地方自治体、滝川市議会としてこの数値にとらわれて議論を行ってきたものではないということをご答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 それでは、再質疑を行います。

まず最初に、報酬増の財源という考えは、今回のこの議案の質疑に対する答弁としては、それがマルかバツかということについては、報酬増の財源とするかどうかについては述べないという答弁だったというふうに思います。それは市長の権限なので、議員がそれについて言うことははばかれると。つまり私はこれを市長が議会の今のこの状況を見て、市長に対してそんなくを求めると、まさにそのような答弁をされたのではないかというふうに思います。定数を削減をする理由として、結局ただいま選挙によって資質の高い議員が残るという私のあるとすればそうではないのかと、それについても否定されました。人口に見合ったことについてもそれは否定はしないと。政党だとか一定の組織をバックにした方々がほとんどだと、非常に多いということが中小都市まで広がっているということについても理解をしていただいたと。そうすると、今回の定数削減の理由は、無投票を回避する、これしか残らないのです。議会制民主主義の根幹である議員定数、地方議会にとっての最大の民主主義の条件だというふうに思います。そういう点で理由としては余りにも希薄だと私は思います。

そこで、再度お聞きをしたいと思います。報酬増を常々求められていることは、これまでの議会での発言、また報道でも明らかに提案者の中の一定部分の方々がそうであるということは市民も承知しております。ところが、それを議員定数削減の理由にはしないのだと。しないということなのか、述べないということなのか、その点について提案者の柴田さんにまず伺いすると、私は10名の議員の皆様これについて答弁していただくように求めました。ところが、一人の議員もこれをされないと。私は、議員提案をするということは、一人一人がそれについて答弁をする、そういう姿勢で臨むのが議会だというふうに思います。かつて平成19年の2億4,000万円の生活保護の関係の不正支給問題で、現在新政会の田村勇議員がたしか当時議場にいらっしゃった部長の皆さん全員にある考えについて答弁を求めたという経過があります。市長を初め当時部長の皆さん全員が協力していただいたように私は記憶しております。ところが、言論の府であるこの議会で言えないということは、私はやはりきょうの傍聴者の皆様は見過ぎさないと。傍聴者の皆さんもこれは求めているというふうに思いますので、再度皆さんのお考えを伺います。

次に、なり手不足についてですが、定数を下げると私は兼業者がふえていくということを指摘をさせていただきました。しかし、これについてただいまそういう傾向はないという言い方をしました。無職の方や年金者の方がふえると。しかし、皆さん、今定数がどんどん下げられた結果がどこにあらわれているかというと、いわゆる大都市です。札幌はもちろん旭川から滝川市よりも人口が

多いところ、そういったところで無職の方が誰か、本当に兼業されていない無職の方、しかも組織もない人、あるいは年金者の方がどれだけ当選をしているか、立候補しているか。これは、大都市部になればなるほどその傾向は強まるのです。だから、定数を削減するということは、大都市部の傾向に、1人当たりの議員に対する人口は大都市部のほうがずっと多いわけですから、そういうことを見てもやはり兼業がふえるということは確実だというふうに思います。もう一度ご答弁を伺いたいと思います。

進め方についてです。まず、会派代表者会議、これが2006年度、平成18年の第2回定例会で同じように議員提案されました。ここまでは30人から削減の4回目でした。これまで会派代表者会議だけでやってきたということは、これは事実のようです。しかし、それまでは日本共産党プラス1ぐらいの方が反対するだけで、議会内で圧倒的多数が議員定数を減らすということに賛成するという中で起きていたことです。しかし、今回は事情が違います。18人のうち7人、39パーセントの割合の議員が反対を表明している。これは、今回はやはり進め方を変えるというふうにすべきであったので、前例を踏襲するという考え方は私は不適切だというふうに思いますが、お考えを伺います。

そして、私の名前も出ましたが、議会改革特別委員会でやったらどうかと。柴田議員、日本共産党がプレス空知に8月末に折り込んだ「こんにちは日本共産党市議団です」、このチラシをお読みでしょうか。読んでいただければ、ただいまのような質疑にはならないと思います。私は、7月6日、第2回目の会派代表者会議で既に議論は市民的に行うべき、このように発言をしております。そして、8月3日、第3回目の会派代表者会議では、これ以上の議論は議会運営委員会や議会改革特別委員会が望ましいと、このように主張しております。先ほど私が会派代表者会議でということは何も言っていないということを言われましたので、これについては訂正をしていただきたいなというふうに思います。

そして、議会改革特別委員会の中の話ですが、これについては2016年3月30日に開かれた議会改革特別委員会で、本間委員の発言でこれについて議論がされました。しかし、これについては、この議事録がホームページに載っておりますので、見ていただければよくわかります。特別委員会は、設置目的以外の調査はできないという原則を委員全員で確認をしております。これは、柴田委員も改革特別委員です。議長も副議長も出席をされています。こういった経過をちゃんと見れば、先ほどのような質疑は私はできないなというふうに思いますので、逆におかしい質疑だというふうに思いますので、お伺いをいたします。

余り多岐にわたると傍聴者の方も混乱するというふうに思いますので、以上で2回目を終わります。

（「議長」と言う声あり）

○議長 議事進行ですか。

（「はい」と言う声あり）

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今の清水議員の発言の中で、10名の賛成者がいると。その方々一人一人にその理由

についての答弁を求めたいということを申し入れたというような発言があり、誰ひとりそれに対して回答がなかったということですが、私申し入れられた記憶もございませんし、どういったことでそういった発言をされたのか、傍聴の方もおられるので、１０人の方々の名誉にもかかわりますので、もう一度確認したいと思います。

○議 長 今の関藤議員の議事進行であります、清水議員は１０人からいわゆるみんな同じ考えなのかどうかということを答弁を求めたいという趣旨ですか、それとも事前に１０人の皆様方に確認したらそうでない人がいるという、そこをちょっと確認をさせてもらいたいと思いますが。

○清水議員 議長、何のために通告しているの。通告書を読んだだけだ。読んでください。質疑です、質疑。質疑は聞いているでしょう。

○議 長 そしたら、暫時休憩します。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時０１分

○議 長 会議を再開いたします。

先ほどの関藤議員の議事進行であります、この件につきましては清水議員のほうからは改めて１０名の皆様に答弁を求めるということを過去にそういう例示があったというような発言をされましたが、あくまでも答弁側に誰が答弁するかという裁量権はありますので、それは答弁側に委ねるという形でこの後の答弁を求めてまいりたいと思います。

それでは、清水議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 多岐にわたるご質疑と途中ちょっと何が何だかわからなくなった部分もございますので、相前後することをお許しいただきたいと思います、今ほど清水議員が無投票を避けるということであれば、この定数削減の理由として極めて希薄であるという表現をされました。私は、ちょっと耳を疑ったのですが、無投票を防ぐというのは民主主義を守るためには最も重要なことだと私は考えております。市民、有権者の皆さんの投票をしていただくことが私は民主主義を守る最大の役割だと考えておりますので、そのことはしっかりとお伝え申し上げたいと思います。

次に、兼業者の問題もお話をいただきました。現実問題として、もう清水議員自体も代表者会議を中心とした意見交換会の場でも実際経営者の皆さんが滝川で経営を行うことは、人手不足で今後ますます厳しくなると。そんな中で、特定の社員を兼業という形で残しつつ議会活動に参加してもらうということは、みずからの仕事に影響してくるので、それは本当に不可能なのだと。特に若手が不足しているこの現状では、兼業でやっていくのはほとんど不可能だというのが実は経営者の皆さんのご意見でありました。そしてまた、若手経営者に対しても私ども議会としては、ぜひ若手経営者の皆さんに議会に来ていただきたい、要するに選挙に出ていただきたい、議員として活躍していただきたいということを要望はさせていただきましたが、残念ながら若手経営者の皆さんは経営優先で、兼業のような形で議員活動を行うということは極めて厳しいと。まして兼業で行っている議員の皆さんを見ていると、本当に厳しい環境の中でやっていらっしゃる、私には無理だと、この

ようなことをおっしゃる方がほとんどでありました。そのことを十分ご理解をいただきたいと思います。

それと、特別委員会にかけたらいいというようなお話を私がさせていただきました。私の確認不足かもしれませんが、ただ今ほどおっしゃっていた議会改革特別委員会の中では、調査事項以外は確かにできないという確認はさせていただきましたが、その休憩中の要望の中で本間議員からぜひとも議会改革特別委員会の議論に委ねるべきではないかというご意見を改めていただいているはずなのであります。それが記録では残っていませんので、私はそこを1つくりぬいて発言いたしましたので、もしその発言でご迷惑をおかけしたとしたらこの場をかりて訂正をさせていただきたいと思います。

次に、資質の話もされましたよね。議員定数を削減したら資質が高まると、私は何度も申し上げますが、そういった意味で申し上げておりません。たとえ議員が定数が削減されたとしても、従来以上の活動をしていかなければならないということをお願いただけでありまして、少数であればあるほど確かに幅の広い活動が必要になるし、館内議員がご指摘をされた特に滝川市の場合には広域行政を進めているそんな中で、水道や下水道、消防、火葬場、あるいはごみの焼却などさまざまな広域行政を行っていて、議員の負担が大きくなるのではないかと考えておりますが、私は必ずしもこういったことが18から16になったことによって大きな支障になるものではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でよろしいですか、このぐらいかなと思ったのですが。一度降壇してよろしいですか。清水議員、一度降壇……

(何事か言う声あり)

○議長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 それでは、4点、最後の4点目は小さいことになりましたが、まず1点目です。私が無投票を防ぐということだけが定数削減の理由とされるのであれば余りにも理由としては希薄だというふうに述べたことは、私は無投票を防ぐということはこれはもちろん必要だと思います。しかし、方法論としては、これはたくさんあるのです。定数削減というのは、最も消極的な、受け身的な、こういう言い方をしたらわからない人もいるかもしれませんが、自虐的な、最近はやっています、自虐的な方法論なのです。最も積極的な無投票を防ぐ方法というのは、市民の皆さんが本当に議会に関心を持っていただく。私が出ることが必要だと、出なければならないという気持ちになるような議会活動をすることが最も積極的な方法なのです。そういう意味で、無投票はよろしくないというのは私も同感です。しかし、方法論でということで私は言いましたので、やはり1つしか残らないのです。1つしか残らない。だから、今回の定数削減の理由は、無投票を防ぐ、この1点以外に本当にあるのであればきちんとそれを述べていただきたいというふうに思います。これが最後の質疑ですから、明快をお願いをしたいと思います。

そして、報酬については、報酬増の財源にすることについて10名の議員それぞれに削減の理由に報酬増があるのかどうかを伺いますということを再度お聞きをいたしました。しかし、ご答弁は一人の方からもされておられません。私は、あれだけ議員報酬がセットになって報じられ、だ

からこそ請願や陳情が、そして署名がされたわけです。それにもかかわらずその理由として報酬増との関係がこの質疑、答弁の中で明らかにされないというのは、余りにも市民に対して私は不明瞭だというふうに思います。そこで、10名の方々に再度お聞きをいたします。削減の理由に報酬増があるのか、ないか。

そして、これは代表の方で結構です。これが仮に議決をされます。そして、市長が特別職等の報酬等審議会に諮問をするかどうか、前田市長はその選択というか、検討をされる、検討することは当然だというふうに思いますが、しかし議会の中で何にも報酬増についてこれを財源にするのだから報酬上げてくれというような意見が一つもない中で、私は前田市長としては審議会にこれはさすがに諮問できないだろうと思いますが、提案者にお伺いいたしますが、これが議決後市長に諮問を行う場合、財源が浮きましたと。議会費の中で、これは報じられています。議会費の範囲内での報酬増、これは可能ではないですかということで市長に要請をすることがあるのか、そういう考え方で10名の方はあるのか、またまとまっているのか、このことについて明快にお伺いをいたします。

なり手不足の問題です。確かに商工会議所の青年部の経営者の皆さんは、とてもではないが、出られないと。ある農業者の方は、もし報酬1,000万円になるのなら、人を雇って議会出て稼いでもらうと、こんなことまでお話をされた記憶もございます。しかし、現実はどうかと。現実、この4年間35市でやはり立候補された方は、政党等の組織を持った方が、兼業の方なのです、圧倒的多数が。この事実はどうやってもこれは事実ですから、それは受けとめなければならないのです。急に滝川市が定数減らしたから兼業だとか組織をバックにした人が、組織をバックにした人は否定はしないでしょうから、兼業者が出なくなったということにはならないのです。これは当選する見込みがないと、あるいは落ちたらどうなるかということを考えたら、やはり当選の可能性が高く、かつ就職の裏づけがあると、再就職の。これは、事実として受けとめていただきたいのです。だから、将来を語るときに滝川では兼業者はもう出る余地はないなんていうことは、それは今の状況から見るとそれはまたあり得ないということを現状から見て推察する必要があるということについてのお考えを伺いたいと思います。

最後ですが、先ほど議会改革特別委員会の休憩中という話をされましたが……これについては討論で述べます。

以上3点、最後の質疑ですので、傍聴者の皆さんがどんな答弁をしたのだと、中身はともかく報酬増の財源をつくるためにこの定数削減をしているのかということぐらいはわかる答弁をして終わりたいというふうに思います。以上です。

○議長 長 答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 1点目の希薄の問題であります。無投票を防ぐために定数削減をするということが、言葉が適切かどうかはわかりませんが、自虐的という表現がありました。私もでき得ればこういうような形ではなくて、時間をかけて、これから起き得るであろう滝川市議会のさまざまな問題の答えを求めていきたい、その気持ちは同様の考えを持っております。しかし、残念ながら来春には統一地方選挙が来るのであります。市長選挙はあるのかわかりません。その一方で市議会議員の選挙

が万が一無投票という状況になるのであれば、市民はこの後の４年間の行政、そして二元代表制であるこの議会に対する意見を反映させる場を失ってしまう。このことは、私は最大の問題であると確信しております。ぜひそのことについて清水議員のご理解をいただきたい、そう思います。

次に、報酬の問題、それを明確にしろということなのですが、先ほどから多分清水議員も私と同じことをおっしゃっていると思うのです。先ほど例えば若手農業者が１，０００万円報酬くれるのだったら、そのうちの幾らかを若い人に渡して働いてもらって、自分で時間をつくって議会に出てみたいものだ、このようなことをおっしゃる方々はいらっしゃいました。しかし、財政的な状況を鑑みると、そのようなことが今後１０年、２０年起き得るかということは、私は確信的にここで申し上げることはできないのです。そういう改革がやりたいのですが、実際はできないというのが今の滝川市議会の現状なのです。そのときに、まず第一歩から始めなければいけない。まず、民主主義を守る。そのためには無投票を防がなければいけない。その後にくるのが若手経営者、あるいは若手の兼業者、これらの方々に議会に興味を持っていただくように我々はもっと活動を強めていかなければいけない、これが必要になってくると思います。そういった意味では、報酬という問題も今後出てくることについては私は否定いたしません。そして、その素地として、確かに来年度は定数削減による予算の剰余が生じるのかもしれない。ただ、剰余という言い方は、あくまでも予算というのは積み上げながらやっていくわけですから、これが来年度反映されるかどうかというのは、あくまでも行政側の予算執行の問題でありますので、私がここで申し上げることにはならないということはもう一度申し上げておきたいと思います。

また、議決後の問題、これは１０人の方に聞きたいというお話でしたが、私は総括的に代表してこの場に立っておりますので、代表して申し上げます。ここには市長もおられます。理事者もおられます。市の幹部職員もおられます。この議会の議論の中からどういうことを感じられるかはわかりません。しかしながら、それはあくまでも理事者側、特に市長のご判断に委ねるものでありますから、私どものほうからこうしてほしいですとか、ああしてほしいということを特に報酬の問題について申し上げるつもりはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、なり手不足の問題をご指摘されました。清水議員は、これまではこうだというお話です。確かにそうなのでしょう。しかし、これからは、この市議会を維持するのも私はきゅうきゅうとするのではないかという危機感を持っています。ですから、この議論の深まりを今後さらに来年選ばれてくる新しい市議会の皆さんに引き継いで、しっかりと将来の滝川市議会のなり手不足についてご議論をいただいて、若手も、そしてお年寄りもみんなでつくり上げる滝川市議会にしていかなければいけないと強く確信しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊龍之です。今回この議案第２号の提案説明が柴田議員よりありました。その中で、いろいろ共産党の２名の方が質疑されておりましたが、重複しない限りでの質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議員定数についての考え方なのですが、これについては議会での議論を充実させる

べきで、その議員の目的を定めるものではないのかなと思います。そこで、市民からそういう求められる議論のものは、議会がどのように役割を果たしていくかにあると思います。そこで、市民から議会に求められる役割というのは、市民との合意形成、定数を削減する合意形成がまず1点目に必要ではないのかなと思いますので、ご見解を伺います。

また、請願等に対しての意見、署名に対しても、誠意ある対応が本当にとられたというのかということ、議会として私は健全ではないのかなと思います。そのような中でこのような提案がなされたことにあわせてこの条例改正というのは意味がなさないのでないかなと考えますが、ご見解をあわせてお願いします。

また、滝川市議会の議員定数の見直しをして10年、平成23年には、先ほどもありましたが、地方自治法改正で議会が定数を定めることができています。そのような中で、議員定数の本来の基本的な考えをお伺いしたいと思います。まず、冒頭申し上げたとおり、多様な住民の意思の反映というというのはどのように考えるかが1点。

2点目、議会の効率的な運営というのと意思決定に至るものについての定数のあり方、また全市的課題と地域的な課題についての対処の仕方、これが定数とどのような関係があるかについてお伺いしたいと。

(何事か言う声あり)

○渡邊議員 であれば、定数のあり方の基本的な考えをお聞きします。

先ほど来定数の基準という部分もいろいろ質疑されておりましたが、やはり類似都市及び地理的な条件、人口構成、産業構成等で判断されるという考えについてのその定数減と結びつくのかお伺いしたいと思います

それと、この定数2の減による議会における効果というものはあるのか。2減による効果をお伺いしたい。この2減が適正なのかという部分。

それと、先ほど来市民の議員になる担い手の部分が質疑、答弁されておりましたが、この2減によることは市民が議員になることを狭めるという考えはあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

また、先ほど提案説明の中で議会の活性化という部分も説明がありました。そういう中で、議会の活性化というものは何を指すのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの渡邊議員の質疑でございますが、先ほどの館内議員、清水議員の質疑の中でほぼほぼ答弁された内容というふうに判断をしますし、それと1点確認したいのは、2点目に請願に対してこの議案の提案が渡邊議員はどうだという言い方をしたのか、そこだけもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○渡邊議員 請願と署名という行動が出たことに対して、その前段で私が市民との合意形成が図られたのかというのの続きとして、この請願と署名に対してどのように考えているかということをお伺いしているわけです。前段の1等最初に合意形成が必要ではないのかということをお聞きしています。そのことに対して必要であるのか、ないのか。合意形成が必要だったのか、ないのかをまず答弁し

ていただいて、ないで結構ですけれども、その請願をだからやったことに対して今回の条例改正等では意味がないのではないのかということで、その考えをお伺いしたいということです。

○議長 長 ちょっと整理させてください。その請願が意味があるか、ないかということは、もう既に9月のことでありますので、署名があったことに対してということも含めて合意形成が渡邊議員としては必要というふうを考えるけれども、それについてどうだという、そういう答弁でお願いをしたいなというふうに思います。それ以上の答弁は多分できないというふうに思いますので、渡邊議員としては削減をするためには市民の合意形成が必要だと考えるけれども、それに対してどう考えるかと、そういう質疑にさせてもらってよろしいですか。削減のためには合意形成が必要なのかどうなのか、合意形成は必要だというふうに判断するけれども、どう考えるかということですよね。だから、そのことに対する答弁だけでよろしいですね。

(何事か言う声あり)

○議長 長 それと、先ほどから定数の基本的な考えというようなことが効率的運営ですとか、例えば全市的とか地域的ですとかいろいろありましたけれども、その定数の考えというのは先ほどの質疑の中でもう十分に議論をされたというふうに私は考えますけれども、その中で何が足りないのかというところを改めて聞かないと、先ほどと同じ答弁がまた出てくるということになりますので、そこを整理してもう一度質疑をし直していただきたいなというふうに思います。

それと、2名減が適正なのかどうかということというのは、それはどういう意味で質疑をされているのか私も質疑の意味を理解しておりませんので、2名減が適正なのかどうかということをもう一回質疑をし直していただきたいと思います。

○渡邊議員 いろいろ今議長のほうからご指摘を受けましたけれども、現在18から16に減にするという提案がなされたことで、その2名減になるという基本的な考えはどのように捉えているかということでお聞きます。だから、具体的なことは述べられたというふうに、それで解明したと思わないので、私は今その基本的な考えをお聞きしたいということです。

(「何が聞きたいの」と言う声あり)

○渡邊議員 だから、具体的に言ったのは、多様な住民の意思の反映はできるのかとか、議会の効率的な運営とか意思決定は大丈夫なのかと。全市的な課題、地域的な課題をどうするのか、その3点を私はしたわけで、この部分について解明がされたというふうに私が思わなかったので、質疑させてもらっている。

○議長 長 実は、答弁側も議員でありますから、やはり質疑は明快に質疑をしていただいて、そしてまた明快に答弁をいただくという形が私は必要かなというふうに思ったので、確認をさせていただきましたので、一応これで一度答弁をもらいますので、1回目の質疑とさせていただきます。

それでは、渡邊議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 それでは、渡邊議員のご質疑にお答えしていきたいと思います。

一くくりで言うと合意形成というお言葉で表現されましたが、政策的な課題等々について市民の合意形成を図るということは、これは市議会議員として大きな務めであり、最大の目標でもあると私は思っております。今回のこの定数削減は、ではいかがなのだという観点だと思うのですが、こ

これは相当深いところまでお考えをいただきたいのですが、この合意形成を市民に委ねるという考え方には私はくみしません。市民の要望が仮に定数10名ということが適正だということになったときに、本当に議会を運営することができるのか否か、こういった問題も当然でてくるのです。後ほどの定数のあり方にも関連してきますが、この定数を例えば11にする、10にする、あるいは8にする、この提案を今の市民の本当の合意形成を図れば、私は10名の議会でもいいという声のほうが大きいのではないかと非常に危惧を抱いております。そういった意味において非常に私は臆病なのかもしれませんが、民主主義というものは実はそういったもので、ある意味我々の思惑とは全く違った方向に流れてくることも実はあるということで、議会としてあるべき議員の定数をしっかりと市民の皆さんに示していく、この議会の場で示していくことが私は必要でありますし、この合意形成に至っては今後その2名の定数削減をいかにして行ったのかということについては、私も提案代表者として市民の皆さんにしっかりとその理由について説明できるように努力をしてみたいと考えております。

定数のあり方に戻りますが、2減が適正なのか、これは北大の神原先生がお詳しいのでありますが、議員の定数はその時代によって適正な数字というのは変わってくるのであろうと。あるいは、地方自治体の産業形態、あるいは行政側の、理事者側のお考えの持ち方、あるいは市民の皆さんのお考え、さらには市民の皆さんの年齢構成等々も非常に大きく影響して定数がこの数がいいということが多分決まってくるのだらうと思いますが、我々市議会の役割としては、この定数がより現行に一致した数字であるということをしつかりと提示をさせていただくという以外にお話はできません。18が適正だというご意見がある一方で、17というご意見が滝川市議会の内部であったというお話も聞いております。今回残念ながら他の会派に、我々3会派10名以外にこの2名の削減案に賛成していただくことはできませんでしたが、今後ともこの提案については議会の皆様にもよりご理解を深めていただくように努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 いろいろありますけれども、1点、この定数2を減にするということによる、まだ見えない部分はあるかもわかりませんが、その2減の効果というか、議会の運営も含めてどのように考えられているのか、この1点だけお聞きしたいと思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 明年の4月の市議会議員の選挙でその効果が明確になると思います。

(何事か言う声あり)

○議長 長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

渡邊議員。

○渡邊議員 来年の選挙次第ということになると、それで2減で仮に通った場合、議会費含めてその予算の関係も当然絡んでくると思いますけれども、であるならば2減による現時点での費用対効果というか、その点についてのお考えはあるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 予算の編成権は理事者側にございますので、予算を編成する段階でそれをどの程度酌み取るかという作業もございますし、どの程度の効果が予算的に上がるのかというのは、現実予算編成を行ってみたいとわからないのではないかなと思っておりますので、この程度のご答弁でご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

まず初めに、本日傍聴席を埋める市民の皆様が見守る中で質疑が行われました。議員各位も緊張感を持ってこの討論、採決に臨まれることと思います。傍聴者の皆さんには心からお礼を申し上げます。

議員は、市民の代表として、市民生活をよくするために物を言い、チェックをする役割を託されています。頑張る人が議会に出やすい環境づくりこそ必要です。定数削減は逆行ではないでしょうか。議員の皆さん、そして傍聴席の皆さん、ともに考えようではありませんか。

まず、第1に、議員定数改定の進め方についてですが、滝川市議会は本日の議案審議、そして9月19日の請願審議以外では、議会運営委員会で日本共産党が繰り返し特別委員会あるいは議会運営委員会で議論すべきことを提案をしまいましたが、議長及び議案提案した3会派がその必要性なしとして本日に至ったものです。なお、本間議員が繰り返し言われている2016年3月30日の議会改革特別委員会での取り扱いについては、議事録を見ればわかるように特別委員会は設置目的以外の調査はできないという原則を委員全員で確認しております。以上から進め方としては、議会定数は議会運営委員会の所管ですから、そこで調査することが基本です。次に、設置目的に沿ったルールで議長諮問を受け、議会改革特別委員会で調査することが可能と考えます。そういう点で、本来であればそのように進められるべきでした。私は、この問題で前回の議会運営委員会で荒木前議会改革特別委員長が議長と委員長の意見交換が少ないのではないかと指摘を受けました。これについては、委員会運営について最大の権限を持つ委員長として、あの時点で私としてとるべき方法がなかったのかについては真摯に受けとめたいと考えています。しかし、今多くの市民の皆さんが疑問に思っている定数改正は市民の意見をよく聞いて進めるべきという進め方に至らなかった最大の原因は、9月19日の請願審議で市議会議員の定数と報酬に関する請願書を不採択としたことです。請願は、1、定数改正議案が出された場合、本会議1回の審議ではなく、近隣市町議会のように一定の期間に数回の審議を行う委員会付託による方式で審議していただきたい。2、議案が出される前でも、定数と報酬について市民にわかりやすくするため調査を特別委員会等で行っていただきたい。3、定数と報酬について市民から意見を聞く場を設けていただきたいというものでした。この3つを部分採択もせず不採択とした本議案の提案者10名の方々に対する市民の疑問と

不信は、今後なかなか消えるものではないと指摘するものです。

では、なぜ会派代表者会議という条例や規則、申し合わせ事項に名前がない舞台でこの議論が行ったかについてですが、質疑でも答弁されましたが、前回の改正、2006年6月定例会に出されるまで4回の場合この会派代表者会議で話し合われていたと言われています。私は、議会運営委員会でも一定の議論はあったと思いますが、主に代表者会議であったということです。しかし、その前提として、賛成議員が圧倒的多数だったことを忘れてはいけないと考えます。今回は7名の議員、定数の4割に近い議員が反対していたのですから、会派代表者会議という密室で押し切ることが不適切であったことは明かです。また、角度を変えて考えると、定数をふやす場合に会派代表者会議だけの意見交換だけで議員提案で改正することはあり得ないのですから、減ずる場合も同様であることを指摘します。

なお、この代表者会議は、正規の議会に出すことができない個人情報絡みや委員会を招集するまでもない小さな問題などの意見交換をするところと私は認識していましたが、今回のように運用されるのでは議会制民主主義の否定につながると考え、去る22日の議会運営委員会で見直しを日本共産党として求めたことを申し添えます。

この点で9月18日の請願、そして10月19日に出された市議会議員の定数と報酬について陳情する会が1,021筆の署名を添えて陳情した定数削減反対の市民運動にあらわれた市民に見える議会運営をしていないという住民世論を踏まえて、議員の皆さんには採決をしていただきたいというふうに思います。何よりも傍聴席の皆さん、これらの進め方の結果、きょうの質疑、答弁だけが市民に見える議論なのです。3回に限られた質疑、そして質疑が終わって間髪を入れずに討論しなければなりません。これでは十分な論戦ができません。このような進め方でよかったのか、議員の皆さんにはよく振り返っていただきたいと考えます。

第2は、定数削減の是非についてです。削減理由についてのポイントは、1つは無投票や欠員を避けるというものです。無投票を避けることは必要です。しかし、それより大事なことは、市民が立候補をしやすい環境をつくることです。これについて議員の質が高まると、私は選挙によって何人か落ちることが、立候補者が残ることが議会の議員の質を高めるという考えというふうに私は思いましたが、それについては否定をされました。しかし、定数が少なくなればなるほど多様な市民が当選しにくくなることは明らかなのです。組織を持たない方、また選挙で例えば仕事をやめて立候補する。しかし、落選をしたら仕事を探さなければならない、このようなことを30代、40代の方ができるような状況ではないのです。ですから、多様な方が市議会に立候補するためにはもっと当選ラインが下がるように、つまり議会の定数は減らすのではなくふやさなければならないことは明らかではないでしょうか。

定数削減のポイントの2つ目は、人口に見合った定数が必要ではないのかと。この点について提案者は、それは同じように考えてはいるというふうに言われました。しかし、この人口に見合わない進行がどのように進んでいるかというと、滝川市は1991年、4万9,529人の選挙までは定数30でした。これが4万人をわずかに上回る4万数百人で迎える来年度の選挙で16人になるとすると、人口は19パーセントの減少に対して、議会定数は47パーセントも減少します。市民

の皆さんを聞くためには市民との対話、交流が重要です。市民と議員がお互いに信頼関係があってこそ話し合いができ、情報も得られます。そのためには滝川市のような小地方都市でもできるだけ多い定数が必要ではないでしょうか。その点で定数を2削減すると、滝川よりも人口が少ないのに定数は現在同じ18である稚内、伊達、名寄、根室、富良野、そして定数17の士別市など6市よりも定数が少なくなります。結果として35市中人口は18番目、しかし定数は網走と紋別と同じで24番目となります。また、町村との比較では、定数20の新ひだか町、音更町、幕別町、18の七飯、余市、浦河、中標津など7つの町より少なく、16の森町など8町と同じになります。これらを含めると、人口では道内179市町村では上から18番目なのに、定数では30番台から40番台となります。議員各氏にはこのことをよく考えて採決に臨んでいただきたいと思います。

この点で1つつけ加えますが、滝川市は水道、下水道、消防、火葬場、ごみ処理などの広域行政を行っており、それぞれの広域行政議会でも人口に見合った議員を選出、派遣しています。議員が減ると、これら広域行政での議員の仕事も1人当たり増大いたします。ところが、私が所属している水道企業団議会には滝川市議会選出が5人いらっしゃいますが、この3年間予算決算質疑、討論や一般質問をした議員は私ただ一人です。再来年度から22パーセントの料金値上げ、30年間で料金を2.2倍に引き上げる、そういう計画が出されていたとしても、私以外の議員は一言も発言をしない。今でさえこうなのです。これがさらに定数が下がって、議員数が減ったら、もっと活動が不活発になることは私は明らかだというふうに思います。

定数削減のポイントの3つ目は、議員報酬増の財源のために定数を削減するのではないかという質疑に対しては3つ言われました。1つは、その素地をつくる考えはある。2つ目は、予算策定時に剰余金が生ずるかもしれない。3点目は、議員としては市長に報酬増は要請はしない。この3つは述べられました。しかし、質疑で述べたように提案者の一人は報酬増の財源とするということを明確に述べており、基本的に変わっていないというふうに思います。前田市長には議論の中で報酬増についての議会の議論は、このようにゼロだということを目の当たりにされたというふうに思います。今後特別職等報酬等審議会に諮問を検討される際には、このように議会では公式な議論はゼロだということを踏まえた検討をお願いをいたしたいと思います。

4つ目のポイントは、市議会議員のなり手不足対策として逆行するということです。日本共産党の調査については先ほど質疑で述べました。定数を減らせれば減らすほど組織がバックにあって当選しやすい方、そして仮に落選しても仕事に困らない方、既にこういう傾向が強まっている中で、これ以上削減をすることがいかになり手不足を少なくするのか、こういうことを明らかにしたいというふうに思います。

以上の点を述べまして、日本共産党を代表しての反対討論といたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 私は、新政会を代表し、議案第2号 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論いたします。

議会の選挙において無投票、そして欠員、またその欠員による滑り込み当選のような事態は、議会の責任において絶対に回避しなければなりません。近年近隣の議会や全国の議会において定数な

どの議論がされておりますが、それぞれの結論を得ているところだと思っております。私たち滝川市議会では、平成19年の統一地方選挙において定数22人から18人に減じてから10年を経過していることを鑑み、その議論を早期に行うべきと新政会では考えておりました。議会改革特別委員会において議員定数に関する議論を委員長に求めたにもかかわらず、その議論について採択を得られなかった経緯からこうしたぎりぎりの議論になってしまったことは、大変残念なことだと思っております。今となっては、新たな立候補者の可能性も薄いと言わざるを得ず、来年4月の統一地方選においても現状の18人を維持すると無投票の可能性があると判断しております。これまで滝川市の議会議員選挙において無投票を経験したことがないことから、その貴重な伝統を壊すことはできないと心から思っております。現状維持にこだわることは、現職議員がみずからの職を維持したいという深層心理が邪魔していることを推察されることでもあり、市民がそうした感情を抱くことにもつながりかねない行為だと思っております。定数の削減は、議員みずからの責任において決断すべきものであり、みずからの襟を正すべき大変重要な決断だと思います。

以上を申し上げ、議員定数16名への条例改正に対する賛成討論といたします。

○議長 小野議員。

○小野議員 それでは、会派みどりを代表して反対討論をいたします。

滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、まず議員定数については議会での議論を充実させる目的から定められたものだと解します。求められる議論の質は、市民が議会にどのような役割を求めるかによるため、議会に求める役割については市民との合意形成が必要だと考えます。市民との合意形成がないのに、今回の条例改正は意味がなされないものと考えます。

まず、削減することについての影響について以下書かれています。市政に市民の意見を反映する機能、チェック機能を損なう。2つ目、議会の活性化が求められますが、削減により新たな議員になることが狭まる。3つ目、市民に身近な議会とのパイプが細くなり、市役所が住民にとって一層遠い存在になる。4つ目、広範な市民の意見を大切にすることがおろそかになる。

議員報酬についてのお話もありましたが、議員報酬については現在財政健全化計画を行っており、市民からの理解は得られないと思いますが、議員報酬については特別職等報酬審議会の判断にお任せしたいと思います。

また、進出が-okれている女性の議員をふやすということについても議論されておりますが、非常に大切なことだと思います。先日交流会がありまして、今の子育ての一番若い世代、30代、40代のお母さんたちに何人か意見をお聞きしました。その中でやっぱり現実的には非常に難しいということで、家族の理解、あるいは社会の理解を求められると思いますが、実際に行うと家庭崩壊につながるということも二、三人言葉をお聞きしました。ということで、議員定数削減を唱えるのが議会改革と考える方がいますが、今後迎える深刻な少子高齢化に対しては、より多くの市民の声を聞き、議会としてその責務を果たすためにも議員定数を現行どおり18とすべきと判断いたします。

以上のことから反対討論とさせていただきます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 公明党を代表し、議案第2号に対して賛成の討論を行いたいと思います。

はっきり申し上げます。私は、今回の議案はあくまでも将来を見据えた議員のなり手不足解消のための議員報酬の増額と一体だと考えております。これまで議員定数の削減は、市の財政難に対応する形で数回にわたり行われてきました。このことについては、多くの市民の皆さんも賛同されていたと私は思っております。しかし、私たち議員が考えるべきことは、市の財政難に憂慮するばかりでなく、議会をいかに活性化させ、将来につないでいくかということでもあります。私は、過去数回にわたる議員定数削減の案に対して、財政難だからやむを得ないと賛成してまいりました。このことがある意味議会を軽いものにしてしまったのではないかと反省しております。

それでは、なぜ今回の議員定数削減案に賛成するのかを申し上げます。冒頭申し上げたとおり、議会を活性化するためであります。子育て中の若い人、女手一つで子供を育て上げている方、こういう方たちも議員になることを志せば、そして当選した暁には思いっきり議員活動ができるよう、そういう環境を今私たち議員の責任でつくっていくことが大切だと考えております。その第1が議員報酬の増額であります。私は、滝川市は財政健全化を現在目指しております。このようなことから、定数18から16へ2減することによって、その2名分の議会費の余剰分を議員報酬の増額に振り向けるべきであると考えております。現在滝川市議会議員の平均年齢は63歳で、空知の他市と比較しても最も高い水準でございます。子育て真っ最中の若者が議員となり、その活動と家族の生活を保障するものは議員報酬のみであります。現状の議員報酬では立候補することもできないという声がございます。来春の市議選を控え、議員みずからが身を削り、先送りすることなく、議会での活発な議論と市政へ幅広い層の声を届けていくという我々議員としての使命を放棄してはなりません。よって、公明党は、財政健全化の中ではありますが、定数削減による現状の予算内での報酬増を市民の皆様にご理解していただきたいと考えております。

以上、これが公明党の賛成討論でございます。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結をいたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

ただいま12時を回りました。この後1時から市長部局で行事もございます。ということで、ここで休憩とさせていただきたいと思います。それで、再開でございますが、再開は14時とさせていただきます。それでは、休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時38分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第5 議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例

○議長 長 日程第5、議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田議員。

○柴田議員 ただいま上程されました議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この議案第3号につきましては、滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止するものであります。附則として、明年4月1日から施行するとすることとあります。

2に条例の施行の日前にこの条例による廃止前の滝川市議会政務活動費に関する条例の規定により交付を受けた政務活動費については、廃止条例第6条及び第9条から第12条までの規定は、なおその効力を有する、明年度までこの政務活動費の交付はなされるという規定であります。

そして、3点目として、滝川市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに議会の会派及び議員に対する政務活動費の額」については削るとするものであります。

それでは、提案理由等の説明をいたします。この提案につきましては、会派清新、新政会、公明党の3会派10名の議員による提案であり、私が代表してご説明を申し上げます。政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところによりその議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費を交付することができるという規定に基づき交付されるものであります。市民のニーズや期待していることを知るための日常活動や政策立案に当たり、先駆的、先進的な政策を実施している自治体を視察調査し、民間の優秀な事業について研究することが政務活動の重要な活動の一環であります。しかしながら、現状においては条例や法によって、あるいは制度による規制されたものを政務活動と称して費用の支弁をされていることが議員活動そのものに規制を加えることになっております。議員は、やはり自主的な活動の中で、自立的な政策提言を行うことのほうがより柔軟な政務活動が行われるのではないかと私たちは考えるものであります。もとより議会の議員は、個々の自己責任において自由に議員活動を行うべきであり、政務活動費の交付によってその議員活動に制限が及ぶことのないよう現下の社会情勢等も勘案し、より幅広い議員活動に資するため、滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例を提案するものであります。

なお、施行期日は、平成31年4月1日から施行し、経過措置として廃止前の条例の規定により交付を受けた政務活動費については、廃止条例第6条、第9条から第12条までの規定はその効力を有するものとしたしたいと思います。また、附則第3項において滝川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正し、当該条例第2条第1項中、並びに議会の会派及び議員に対する政務活動費の額に

つについては削りたいとするものであります。

以上、提案にかえさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。2点だけお伺いをしておきたいと思います。

今の提案で議会の政務活動費を支給しないということの廃止条例でありますけれども、現在私も政務活動費を使用した場合、当然のごとく議会のほうに活動の内容を報告して、インターネット等でその活動内容が市民の皆さんに広く公開されるわけでありまして、今ここでいろいろと制限があるよと。これは、やはり政治の活動ですから、当然制限があつて当たり前のことで使わせていただいているお金でありました。そんな中で、今まで公開されていたものが今度は公開がなくなるよと。何で公開がなくなる。当然なくなるということであれば、議員報酬の中からそれらの活動をしなればいけないということになるわけでありまして、ただこの政務活動費で支出いただいた分については、本来私どもの個人所得の税金等々がかからない当然の政治の調査費であります。ところが、私どもの議員がいただく報酬の中から活動をする、当然今までと同じ活動をしなくても所得税、市税を引かれた残りの金額の中から活動するということでありまして、今までと同じ活動をしなくても当然例えば1万円使った中でも数パーセントは国税と地方税に減った中からやらなければいけないということで、今までと同じ活動をしていても無駄な支出が発生する危惧が1つあるのと、それと今までネット等で公開されていた我々の議員活動が今度は報告義務が一切ないわけでありまして、そういったことも含めての提案であつたのかどうか提案者にお伺いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長 山本議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 山本議員からの2点にわたるご質疑に対して答えをさせていただきたいと思います。

山本議員がご指摘をされた政務活動費の収支の報告時において活動の報告もあわせて行って、ホームページ等で公開をしている、この透明性が失われるのではないかとのご指摘とあわせて税金等がかかり、報酬から引かれることによって無駄な支出が生まれてしまうと、十分な活動ができるのではないかとのご指摘であつたと思いますが、とり方の問題であります、税がかかる、かからないかというのは私としては特に申し上げることはないのですが、活動の報告にいたしましては特に議会のホームページを通さなくても、それぞれ今のSNSですとか他の媒体によってさまざまな政治活動のご報告が有権者の皆様にできると私は思っておりますので、全体的な会派としての報告ではなく、議員個々の活動報告については今後ともしっかりと皆様もやっていただきたいというふうに考えております。

それと、同じように報告義務ということによろしいですか、市民に対する。市民に対する報告義務、これは政務活動費という特質上当然報告義務が付されているわけでありまして、今後政治活動あるいは政務活動にかかわる部分については、自己責任においてしっかりとその責任をとっていただくということが私は今後の議員に与えられた使命であると考えておりますので、そういうことで

ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。山本議員。

○山本議員 今柴田議員のほうから市民への報告は、SNSであるとか個人個々でありますよということでもありますけれども、そういった手段を持っていच्छる市民はいいのですけれども、市の広報等々でいろんな議員の活動を報告するということであれば、今この活動費がなくなって、本当に議員は何をしているのだろうと素朴な疑問が絶対生まれてくるのかなと思います。そういった部分も含めてもう少し何らかの方策で、例えば議会だよりの中で今日は例えば私たち会派みどりはこんなことをしましたというのは項目を載せながら市民に報告していくような方向を考えて、こういうことの幅広くという意味でおっしゃったのかなという確認をさせていただきたいのですけれども、お答えいただけるでしょうか。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 市のホームページでの議会の活動の報告状況については、ご指摘の会派の活動状況のみならず、各常任委員会の活動状況の報告、さらには議会全体としての活動の報告等々を議員の皆さんが日々何に取り組まれ、何に対して活動を行っているかということは、市民に公開されていると考えております。一方で、会派の活動内容について、今私がこの活動内容を広めるべきだ、あるいは広めるべきではないとは申し上げませんが、それはやはり会派を構成した皆さんの責任として市民の皆さんに活動報告をしていただく、それは先ほども申し上げましたが、自己責任でやっていただくというのが必要なのではないかと私は考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、通告をしてありますが、追加する分からまずお伺いしたいと思います。

まず、1点目、廃止後これを議員報酬増の財源とする考えはあるのかどうか。先ほどの条例審議と同じということであれば、1つの議会ですので、同じと言っていいただければ私は答弁の内容はそれで理解をすることはできます。

そして、山本議員の関連質疑ということでお伺いしたいと思うのですが、私も同じことを思っております、仮に政務活動費が12万6,000円が廃止をされると。これを報酬からその同額を出そうとすると、所得税と道市民税、さらに国保税まで入るのです。人によっては3割超えるような税金がかかると。つまり12万6,000円を報酬から取り出そうとすると、実際には十七、八万円の報酬が支出されることになるということで、この政務活動費の廃止は、議員の報酬から活動しているわけですから、大変その影響は大きいと。これについて柴田議員は、税がかかるか、かからないかは考えないと、考えていないという答弁だったのです。考えていないというのは、私にはこれだけの議案を出しておいて考えていないというのはちょっとよくわからないです。きちっとした答弁を求めます。

では、通告の2点ですが、幅広い議員活動に資するため廃止したいと述べられました。提案説明では、あわせて議員活動に制限が加わっているということを言われましたが、それだけではわかり

ません。説明を聞くと、何か限定される、つまり使い道が限定される。議員活動が限定されるというよりは、政務活動が限定されるというよりは、具体的には使い道が限定されるということなのだろうと思うのです。報酬で活用しようが、何だろうが一定の金額を使って活動する。それが政務活動費だと限定されるが、報酬だと限定されないということは、やはり使い道等の関係を言っていると思うのです。

そこで、何点かお聞きいたします。条例第2条、交付で、会派に交付されることとなっております。これが制限ということで使いづらいのか。また、2点目、第5条の交付時期、これによって限定されて使いづらいと思っているのか。また、第7条の用途、これなのか、あるいは第8条の支出報告書、こういったものが使い方や政治活動に制限が加わると、あるというふうに言っている具体的な中身だというふうに思うのですが、この4点のうちどれなのか、またそれに該当しないとすれば何なのかということをお伺いいたします。

2点目は、幅広い議員活動に資するというふうに言っておりますが、議員個々としては収入が減ることで幅広い議員活動が可能になるどころか幅が狭まるのです。だから、ちょっとこれもよくわからないなということで、明快なご答弁を求めます。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。柴田議員。

○柴田議員 もし同じような議会があれば、ぜひ次はもう通告結構ですので、非常に通告が無駄なような気がしまして、それ1点申し上げて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、報酬の財源とするかというご質疑であります。政務活動費を廃止したこの財源を報酬の財源とするかという質疑だと思いますが、これはあくまでも理事者が考えることでして、私どもがこの財源とするということを申し述べる必要性のないことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、税金もかかる、国保税もかかる、影響は極めて大きいのだということですが、このことを大きいと見るのか、いたし方ないと考えるのかは、これに賛成した議員と反対する議員とで考え方が違うと思うのです。ですから、一定の考え方の基準に基づいてこの影響が大きいとか、あるいは小さいとかということは私は申し上げることができない。ですから、考えることができないと答弁したわけで、決してあやふやな答弁をさせていただいたわけではないということをご理解をいただきたいと思います。

次に、幅広い議員活動に資するため廃止したい云々のご質疑で、第2条、会派に交付されること、第5条の交付時期、これには全く第5条の交付時期については私どもは反対をしておりません。第7条の用途、これも反対をしておりません。第8条の支出報告書、これも反対をしておりません。問題は、第2条の会派に交付されることでございます。これは、前々からさまざまな機会に指摘を受けてまいりました。例えば個人に支出するということになると、これはやはり透明性が担保されない。ですから、当議会としては会派に交付すべきだと、こういうことで実は会派交付になっているということですが、現実問題として会派に交付された場合に我々が最大の問題点だという指摘をしてきたのは、使い切りという現象が生まれるのではないかと。不必要な額までも無理くり

年度末までに使用を行うような、そういった実態が散見されるのではないかとということで、そういった事態を防ぐためにもこの政務活動費を廃止する必要性があると。

それと、もう一つ、政務活動費が会派に交付されると、私が提案理由で申し上げましたが、議員個々の政務活動、これを本来は自由に議員個々が政務活動を行うべきであるのに、会派の交付されると会派で協議したもの以外の使途が認められない場合があると。そうすると、議員が1期4年間でみずから使命として市政課題に取り組もうとしたときに、必ずしもこの政務活動費がその勉強、あるいはその学ぶための政務活動に充てられない場合があるということを危惧したというのが最大の理由であります。

それと、幅広い議員活動に資するのに収入が減ることで幅広い議員活動が可能になるのかということなのですが、多分堂々めぐりの答弁あるいは質疑になると思いますけれども、これもそれぞれの議員が感じる事、あるいは考えることであると思います。報酬が削られることで幅広い議員活動ができないということは、私はそれはないと思いますし、それはないはないということできまざま知恵を絞ってこれからの議員活動に当たっていただきたい、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 第2条の会派に交付されるということがさまざまな矛盾を招いているということを述べられました。これについては、法律のほかに通達だとか、あるいはたしか全国市議会議長会等でも、基準ではないですけれども、こういう使い方がいいのではないかとというような、そういう文書も出されていると聞いております、私は見てはおりませんが。この第2条の会派に交付されることについて、柴田議員は議員個人に交付すると透明性が担保できないと。いわゆるチェックが難しいということの意味だというふうに思いますが、述べられました。しかし、数百万円の政務活動費と年間12万6,000円の政務活動費、これは領収書が非常に簡単なのか、大量複雑なのか、これが今政務活動費の問題の根源なのです。ですから、滝川市議会では仮に第2条を改正して、議員個々に交付をするということにしても恐らくこれは違法ではないでしょうし、チェックも正当にできるというふうに私は思いますが、そういう改正ではだめなのかお伺いしたいと思います。

2点目は、廃止した場合、活動費は減額するのだけれども、ないならないでそれぞれ工夫するという発言がされました。私は、これは今回同じ10名の方が提案をされた際に、繰り返しになるので言いませんけれども、報道では報酬増の財源ということをやっているとやっているわけです、議会ではそれについては述べておりませんが。そういう点では、報酬増が必要だと言いながら、活動費を下げると、下げてもないならないでいいと。これはすごく矛盾するのです。矛盾しない説明を求めます。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 清水議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

個人に交付することでも問題はないだろうと、きちっとチェックできるのだと、そういう甘い考えが全国各地で個人に交付された政務活動費の不正につながっているという実態は、これは私は明らかであると思っております。さまざま私も調べさせていただきましたが、会派に交付する分と個

人に交付する分、これを分けて交付する自治体もございます。そういった自治体では、会派のほうには実は使い切り、そして個人交付の場合には非常に不明瞭な決裁が行われているという実態が全国で起きているという状況を踏まえての今回の提案ということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、矛盾しているのではないか、報道によるという想定でのお話であります。片や報酬増を求め、片や政務活動費を削減するということは相矛盾しているのではないかと考えるのですが、例えばというお話を、私もその前提でお答えしますが、逆に言えば報酬も上げろ、政務活動費も上げろ、あるいは維持せよという意見のほう日々議員活動をする上において、そういった理屈のほう私が私としては矛盾しているのではないかと考えております。削減できるべきは削減し、あるいは引き上げるべきは引き上げる、そういう考え方でしっかりと取り組んでいかなければ現在の滝川市の状況は克服できていかないと、こういう立場をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 政務活動費について個人に交付すると間違いが起きる可能性が高いというふうに言われました。今のご答弁というのは、一般的にはそうだなと思う人がいるかもしれませんが、しかし、議員は、現在特別会計を入れて300億円の使い道をチェックする仕事をしているのです。わずか12万6,000円の政務活動費の使い道も間違ってしまうような、違法に扱うような、そもそもそういう方にはやめていただければいいのです。転ばぬ先のつえをまるでつくような、そういう廃止に私には聞こえてなりません。私は、どんなに厳しい基準であっても、それをきちんと使いこなせない議員が何をチェックできるのかと、私は本当に今の答弁は大変残念な答弁だというふうに思います。そういう点でチェックできない議員ばかりなのかと、そういうふうに柴田議員は思っておられるのかということでお伺いをしたいと思います。

2点目、下げるべきは下げ、上げるべきは上げると。報酬上げる、さらに政務活動費も上げろ、こんな虫のいい話はない、それは当然です。私が聞いているのは、政務活動費を廃止したそれを報酬増の財源にしないという前提で物を聞いているのです。今の答弁は、これは市長の決めることなので、述べないと言いながら、明らかに政務活動費は減らします、その分を上げるから虫のいい話ではないですよと言わんばかりの答弁なのです。だから、そういう私が矛盾だと思うことを矛盾でないという答弁になってしまうのだ。そういう点で改めてお聞きいたします。先ほどは、先ほどの条例審議で述べたら、それはそれで私わかりましたと言いましたが、これはやっぱりはっきり聞かなければならないと。明確にお聞きをしたいと思います。政務活動費、これを廃止する財源、これについてまず1点目は報酬増に資する、あるいはその素地をつくると、そういうふうに述べられておりましたが、その考えについてはどうなのか。また、この議会が終わった後、仮にこれが可決された場合、市長に財源として要請するのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 清水議員の再質疑にお答えします。

個人に交付しても清水議員のような高邁な方は、こういった使途について誤りのないことが予想されると思いますが、これらの政務活動費の用途、その他領収書のとり方等々細かく決められています。事務作業の手違いでも支出不良という問題が生じる。あるいは、最終的に支出の総額が不足する場合もあります。多々いろいろな問題が生じるおそれがあるということを私が申し上げたまでで、この議会でそういった問題が起きる、だからやめるのだということではありません。ただ、やはり非常に不安な要素が残るので、こういった問題についてはしっかりと今整理しておかなければいけない。

もう一点つけ加えさせていただくと、何か政務活動費が金科玉条、どこでも全ての市町村で有効に使われているのだというような前提でお話をされているように聞こえますが、この中空知における産炭地域においてこれを不交付としている、あるいは凍結している、そういった自治体議会が極めて多い。およそ半数にも及ぶという実態についてもよく理解をしていただいて、滝川市議会に限らずこういった政務活動費の問題にもっともっと焦点を当てていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、2点目、これは繰り返しますが、報酬の財源とするのかどうなのかということは、これは極めて市長、理事者側が判断し、報酬等審議会に諮問していくことでございますので、私がこの議会でそうですよ、あるいは違いますよということについては申し上げられない。その上で、先ほどのことのように一方では減し、あるいは一方では引き上げることに対して私は説明したわけで、他意はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、3点目、提案者として市長に対して報酬増を求めるのかというご質疑であります。これは来年度の予算を編成する際に市長あるいは理事者の皆さんがご判断し、編成作業を行うことであります。その前提を私どもとしては守ってまいりたいと思いますので、この市議会において市長も清水議員と私あるいはその他の議員との議論をしっかりとお聞きになられていると考えておりますので、そのことについて私が特に市長に対して求めるような、そういうことはないということとははっきり申し上げておきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、理由の1点目です。日本共産党は、広報広聴資料代、会議費等として有効に使っております。また、その書類作成等については、書類作成事務等も大変難しく、勉強になりながら、それも有効に活動の一つとしてさせていただいております。そういう点でこの12万6,000円というのは、議員活動への役割、これは小さくはないというふうにまず述べたいと思います。

2点目、使途が制限されることで特に会派に交付される場合のことについて述べられました。し

かし、本来的に税金を使う以上どんな形であれそういう制限は必ずあるものであり、税金がかかる、あるいは国保税までかかる、そういった報酬だけで活動するというよりも、非常に有効な使い方ができる政務活動費であるということを指摘をしたいというふうに思います。ですから、私どもは、廃止するのであれば改正をして議員個々に交付できるようにすると。それによって使い方の幅が広がる、有効化されるということも半分程度は提案者も考えておられるというふうに思いますので、本来はそうされるべきだったのではないかと述べてみたいと思います。

また、廃止した分を報酬増にという考え方については、先ほどと同じように説明者は述べないと。市長が考えることだと。同時にこれが仮に議決した場合は、提案議員が市長に求めることはないということを明言されました。これについては、先ほどの討論と重なるものはありますが、やはり議会内で政務活動費を廃止することによるマイナス面、そしてプラス面、そしてこれと報酬との関係というのは議会内では全く議論がされていないというふうに私は考えます。幾ら提案者10名の中で考えていたとしても、それが市長に具体的に伝わらなければ、市長が議員の考え、意向を以心伝心のように聞けと言ったってそれは市長には無理な話ですから、今のような議論の経過を踏まえれば、審議会には諮問をしないということについて私は市長がそういった姿勢をとられることを求め、反対討論といたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 私は、新政会を代表し、議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例及び滝川市特別職報酬等審議会条例の一部改正、第2条第1項中、並びに議会の会派及び議員の政務活動費の額を削除する議案を可とする立場で討論いたします。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費を交付することができる規定に基づくものであります。先進事例の視察や書物の購入、消耗品の購入など使用されているものであります。近年その用途について不透明、そのみならず不正使用の疑いが各所で指摘されていることなど、全国的におけるその評価は誰もが感じるものだと思っております。滝川市においては、インターネットによる用途の開示など透明性を目指しておりますが、現在の取り組みが今後も続け得る確証はありません。さらには、その規制による議員活動の制約、さらには使い切りを行う慣習は否定できるものではありません。みずからの行いを反省し、議員はその自己責任において改革を進めるべきだと強く感じております。

よって、政務活動費の廃止について強く要望し、賛成討論といたします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりを代表いたしまして、議案第3号 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例について否とする立場から討論を行います。

政務活動費を廃止して、その後のことは触れていませんが、現在の報酬に政務活動費を上乗せするというのはいかがなものかと。議会費そのものを減らさずに実施するのであれば、まさに議員のお手盛りと言われても仕方ありません。議員活動が市民に伝わらない現実から個々にそれぞれの活動を明確にすべきものがありますが、現状においての支出に関しては、会派としての理念と目的に沿った活動が政務活動費として有効であると思うところでもあります。政務活動費の用途に関し

ては、会派としての対応であります。これを議員個々に支出することには大変違和感があります。あくまでも会派として議員活動に支出すべきであり、また報酬とリンクするようなことでは市民は納得しないのではないかと考えることから、条例廃止について否といたします。

また、議員報酬の中で全ての議員活動を行うことになれば、今までの政務活動費部分は公開を行っておりますが、今後はその公開がなくなり、議員個々の活動がますます市民に見えづらくなるおそれがあります。さらに、報酬の中での活動であれば、所得税等を支払った残りのお金での活動になるので、今までより活動が制約される懸念が払拭されません。

以上のことから、会派みどりとはしましては反対討論といたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 私は、公明党を代表し、議案第3号を可とする立場で討論いたします。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資する必要な経費を交付することができるとの規定に基づき、交付されております。しかし、現状においては、非常に使い勝手が悪いさまざまな諸問題があると思われます。将来を見据えて、議員活動が十分されるようなことを考え合わせ、この政務活動費の廃止に賛成するものでございます。私は、議員活動は基本的には自主的な活動の中で政策提言を行うべきと考えております。そういう意味でこの廃案に対して賛成の討論といたします。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員